

1.12.12 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 30 年 5 月 25 日申請）に係る安全設計の方針

1.12.12.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 19 日制定 平成 31 年 4 月 2 日一部改正）」に対する適合

(設計基準対象施設の地盤)

第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力

(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)

が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

適合のための設計方針

1 について

兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震

力に対する支持性能を有する地盤に設置する。

2 について

兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。

3 について

兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。

(地震による損傷の防止)

第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準地震動による地震力

7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

1 について

設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。

なお、耐震重要度分類及び地震力については、「2 について」に示すとおりである。

2 について

設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能

の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下のとおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。

(1) 耐震重要度分類

Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの

Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設

Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

(2) 地震力

上記（１）のＳクラスの施設（屋外重要土木構造物，津波防護施設，浸水防止設備，津波監視設備，浸水防止設備が設置された建物・構築物及び使用済燃料乾式貯蔵容器を除く。），Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。

なお，Ｓクラスの施設については，弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。

a. 静的地震力

静的地震力は，Ｓクラス，Ｂクラス及びＣクラスの施設に適用することとし，それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。

(a) 建物・構築物

水平地震力は，地震層せん断力係数 C_i に，次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。

Ｓクラス 3.0

Ｂクラス 1.5

Ｃクラス 1.0

ここで，地震層せん断力係数 C_i は，標準せん断力係数 C_0 を0.2以上とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。Ｓクラスの施設については，水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は，震度0.3以上を基準とし，建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし，鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(b) 機器・配管系

耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。

なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

b. 弾性設計用地震動による地震力

弾性設計用地震動による地震力は、Sクラスの施設に適用する。

弾性設計用地震動は、「添付書類六 5. 地震」に示す基準地震動に工学的判断から求められる係数 0.53 を乗じて設定する。また、弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。

6 について

使用済燃料乾式貯蔵容器は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

基準地震動による地震力は、基準地震動を用いて、水平2方向及

び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。

なお、使用済燃料乾式貯蔵容器については、周辺施設等の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

7 について

使用済燃料乾式貯蔵容器については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。

(津波による損傷の防止)

第五条 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）

は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかににかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 基準津波

適合のための設計方針

1 について

設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）に対する津波による損傷の防止に係る事項は、平成 27 年 7 月 15 日付け原規規発第 1507151 号をもって設置変更許可を受けた設計方針に同じ。

2 について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれることがないように、以下の方針に基づき設計する。

(1) 津波防護対象設備である使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する使用済燃料乾式貯蔵建屋の設置される敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。

- (2) 建屋及び区画については，浸水防護重点化範囲を明確化し，津波による影響等を受けない位置に設置する設計とする。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象

（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

4 兼用キャスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

一 兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの

二 想定される森林火災

5 前項の規定は、兼用キャスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。

6 兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

一 工場等内又はその周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある爆発

二 工場等の周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある火災

7 前項の規定は、兼用キャスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。

適合のための設計方針

1 について

発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を選定し，敷地周辺で得られる過去の記録等を考慮する。また，これらの自然現象毎に関連して発生する可能性がある自然現象も含める。

安全施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は，発電所敷地で想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。ここで，発電所敷地で想定される自然現象に対して，安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。また，発電所敷地で想定される自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において，自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として安全施設で生じ得る環境条件を考慮する。

以下にこれら自然現象に対する設計方針を示す。

(1) 洪水

敷地付近は，地形及び表流水の状況から判断して，洪水による被害は考えられない。

(2) 風（台風）

敷地付近で観測された最大瞬間風速は，宇和島特別地域気象観測所（2005年9月まで宇和島測候所）での観測記録（1951～2012年）によれば，72.3m/s（1964年9月25日）である。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、風荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより安全機能を損なうことのない設計とする。

ここで、台風に関連して発生する可能性がある自然現象としては、高潮、落雷が考えられる。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、使用済燃料乾式貯蔵施設は影響を受けることのない敷地高さに設置し、安全機能を損なわない設計とする。落雷については、同時に発生するとしても、「(7)落雷」に述べる個別に考えられる影響と変わらない。

台風に伴い発生する可能性のある飛来物による影響については、竜巻影響評価において想定している設計飛来物の影響に包含される。

(3) 竜 巻

使用済燃料乾式貯蔵施設は、最大風速 100m/s の竜巻が発生した場合においても、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわないために、飛来物の発生防止対策及び竜巻防護対策を行う。

a. 飛来物の発生防止対策

竜巻により発電所構内の資機材等が飛来物となり、使用済燃料乾式貯蔵施設が安全機能を損なわないために、以下の対策を行う。

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼす資機材及び車両については、固縛、固定又は使用済燃料乾式貯蔵容器から離隔する。

b. 竜巻防護対策

固縛等による飛来物の発生防止対策ができないものが飛来し、使用済燃料乾式貯蔵施設が安全機能を損なわないように、以下の対策を行う。

- ・使用済燃料乾式貯蔵建屋により、使用済燃料乾式貯蔵容器を防護し構造健全性を維持し安全機能を損なわない設計とする。

ここで、竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時発生する可能性のある自然現象は、雷、雪、ひょう及び雨である。これらの自然現象の組み合わせにより発生する荷重は、設計竜巻荷重に包含されることから、各々の事象に対して使用済燃料乾式貯蔵施設の安全機能を損なわない設計とする。

(4) 凍 結

宇和島特別地域気象観測所での観測記録（1951～2012 年）によれば、最低気温は -6.2°C （1977 年 2 月 19 日）である。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、凍結に対して、上記最低気温を考慮し、屋外機器で凍結のおそれのあるものに保温等の凍結防止対策を必要に応じて行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。

(5) 降 水

宇和島特別地域気象観測所の観測記録（1951～2012 年）によれば、日最大 1 時間降水量は 76.5mm（2011 年 6 月 20 日）である。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、降水に対して、観測記録を上回る降雨強度の排水能力を有する構内排水路で集水し海域へ排出を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。

ここで、降水に関連して発生する可能性がある自然現象としては、土砂崩れ、土石流及び地滑りが考えられる。土砂崩れについては、発電所敷地内には急傾斜地崩壊危険箇所はない。土石流については、使用済燃料乾式貯蔵施設を土石流の被害のおそれのない場所に設置することにより安全機能を損なうことのない設計とする。地滑りについては、「(8)地滑り」に述べる。

(6) 積 雪

敷地付近の積雪記録⁽⁹⁾（1857～1963年）及び宇和島地域気象観測所での観測記録（1951～2005年9月）によれば、最大積雪量は52cm（1960年12月29日～1961年1月4日）である。

使用済燃料乾式貯蔵施設は、積雪荷重を建築基準法に基づき設定し、それに対し機械的強度を有することにより安全機能を損なうことのない設計とする。また、最大積雪量を想定した場合でも、使用済燃料乾式貯蔵建屋の給排気口が閉塞しない設計とする。

(7) 落 雷

使用済燃料乾式貯蔵施設は、雷害防止対策として、避雷針の設置、接地網の布設による接地抵抗の低減等を行い、安全機能を損なうことのない設計とする。

(8) 地滑り

使用済燃料乾式貯蔵施設は、地滑りが発生するおそれのない位置に設置することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。

(9) 火 山

使用済燃料乾式貯蔵施設は、降下火砕物の構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること、使用済燃料乾式貯蔵

建屋の給排気口に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること，構造物の化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすることにより，安全機能を損なわない設計とする。

(10) 生物学的事象

生物学的事象として，海生生物であるクラゲ等の発生，小動物の侵入を考慮する。

使用済燃料乾式貯蔵容器は，自然冷却によって収納した使用済燃料の崩壊熱を外部に放出できる設計とすること，また，金属製の容器とすることから，これらの事象により影響を受けることはない。

(11) 森林火災

森林火災については，過去 10 年間の気象条件を調査し，発電所から直線距離で 10km の間に発火点を設定し，森林火災シミュレーション（F A R S I T E）を用いて影響評価を実施し，影響評価に基づいた防火帯幅を確保すること等により，使用済燃料乾式貯蔵施設が安全機能を損なうことのない設計とする。

また，使用済燃料乾式貯蔵容器は外気を取り入れる設備でないため，ばい煙等発生時の二次的影響を受けない。

(12) 高 潮

発電所周辺海域の潮位については，発電所から北東約 20km 地点に位置する長浜港における潮位を設計潮位とする。本地点の潮位は，既往最高潮位 (H. H. W. L.) EL. +2.88m（昭和 29 年 9 月 13 日台風 12 号時に観測），朔望平均満潮位 (H. W. L.) EL. +1.62m であるが，これに対して敷地の整地レベルを EL. +10m とすることによ

り，使用済燃料乾式貯蔵施設が高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。

自然現象の組み合わせについては，発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された 12 事象をもとに，地滑りを降水で整理し，被害が考えられない洪水及び津波に包含される高潮を除いた 9 事象に地震及び津波を加えた 11 事象で網羅的に検討し，

- ・個々の自然現象の設計に包含されている
- ・原子炉施設に与える影響が自然現象を組み合わせることにより個々の自然現象が与える影響よりも小さくなる
- ・同時に発生するとは考えられない

という観点より，各自然現象の影響において代表されない風（台風），積雪及び火山の影響の荷重の組み合わせに対し，使用済燃料乾式貯蔵施設の安全機能を損なわない設計とする。

ただし，「第四条 地震による損傷の防止」又は「第五条 津波による損傷の防止」の条項において考慮する事項は，それぞれの条項で考慮し，地震又は津波と組み合わせる自然現象による荷重としては，風（台風）又は積雪とする。組み合わせに当たっては，地震又は津波の荷重の大きさ，最大荷重の継続時間，発生頻度の関係を踏まえた荷重とし，施設の構造等を考慮する。

3 について

発電所敷地又はその周辺で想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）については，敷地及び敷地周辺の状況

を基に飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定する。

安全施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。ここで、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

(1) 飛来物

使用済燃料乾式貯蔵施設への航空機の落下確率は、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」（平成 14・07・29 原院第 4 号（平成 14 年 7 月 30 日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、約 5.4×10^{-8} 回/炉・年であり、防護設計の要否判断の基準である 10^{-7} 回/炉・年を超えないため、航空機落下による防護については設計上考慮する必要はない。

また、本発電所敷地周辺の社会環境からみて、発電所周辺での爆発等に起因する飛来物により、使用済燃料乾式貯蔵施設が安全機能を損なうことはない。

(2) ダムの崩壊

ダムの崩壊として、決壊による河川の洪水を考慮する。

発電所前面海域へ流入する河川はないことから、ダムの崩壊による影響を考慮する必要はない。なお、発電所の近くのダム等は、

丘陵を挟んだ宇和海側にある。

(3) 爆 発

発電所敷地外 10km 以内の範囲において、爆発により使用済燃料乾式貯蔵施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による使用済燃料乾式貯蔵施設への影響については考慮する必要はない。

また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート以外の産業施設を調査した結果、八幡浜市及び伊方町に主要な産業施設があるが、これらの産業施設は発電所からの離隔距離が確保されており、さらに、これらの産業施設と発電所の間には標高約 200m の山林の障壁があり、ガス爆発による爆風圧による影響を受けるおそれはない。

(4) 近隣工場等の火災

a. 石油コンビナート施設の火災

発電所敷地外 10km 以内の範囲において、火災により使用済燃料乾式貯蔵施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、火災による使用済燃料乾式貯蔵施設への影響については考慮する必要はない。

また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート以外の産業施設を調査した結果、八幡浜市及び伊方町に主要な産業施設があるが、これらの産業施設は発電所からの離隔距離が確保されており、さらに、これらの産業施設と発電所の間には標高約 200m の山林の障壁があり、火災時の熱輻射による影響を受けるおそれはない。

原子炉施設から南へ約 1 km のところに位置する一般国道 197

号線は西方向へは三崎港までであり、付近に石油コンビナート施設等はないことから、大量の危険物を輸送する可能性はない。このため、一般国道 197 号線上で車両火災が発生したとしても、使用済燃料乾式貯蔵施設に影響はない。

b. 発電所敷地内に設置する危険物タンク等の火災

発電所敷地内に設置する危険物タンク等の火災発生時の輻射熱による使用済燃料乾式貯蔵建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、使用済燃料乾式貯蔵器が安全機能を損なうことのない設計とする。

c. 航空機墜落による火災

発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱による使用済燃料乾式貯蔵建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、使用済燃料乾式貯蔵容器が安全機能を損なうことのない設計とする。

d. 発電所港湾内に入港する船舶の火災

発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱による使用済燃料乾式貯蔵建屋（垂直外壁面及び天井スラブから選定した、火災の輻射に対して最も厳しい箇所）の表面温度等を許容温度以下とすることにより、使用済燃料乾式貯蔵容器が安全機能を損なうことのない設計とする。

e. 二次的影響（ばい煙等）

使用済燃料乾式貯蔵容器は外気を取り入れる設備でないため、石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に設置する危険物

タンク等の火災，航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響を受けない。

(5) 有毒ガス

使用済燃料乾式貯蔵施設は，居住性の確保を必要としないため，有毒ガスの影響を受けない。

(6) 船舶の衝突

海上交通としては，一般航路が発電所沖合約 13km，阪神－九州間の定期航路が発電所沖合約 18km にあり，発電所から離れている。使用済燃料乾式貯蔵施設は，船舶の衝突による影響を受けない位置に設置し，安全機能を損なうことのない設計とする。

(7) 電磁的障害

使用済燃料乾式貯蔵施設には計測制御回路がないことから，電磁的障害による影響を受けない。

4 及び 5 について

5 項の規定に基づき，兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器について 1 項の規定を適用することとし，その適合のための設計方針については「1 について」による。

6 及び 7 について

7 項の規定に基づき，兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器について 3 項の規定を適用することとし，その適合のための設計方針については「3 について」による。

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

使用済燃料乾式貯蔵施設を含む発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認や持ち込み点検、施錠管理及び情報システムへの外部からのアクセス遮断措置を行うことにより、接近管理、出入管理及び不正アクセス行為の防止を行える設計とする。

核物質防護上の措置が必要な区域については、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

また、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持ち込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込み

を含む。)を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行える設計とする。

さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

(火災による損傷の防止)

第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

適合のための設計方針

設計基準対象施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。

(1) 火災発生防止

使用済燃料乾式貯蔵施設は、不燃性又は難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合若しくは他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合を除き、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。

電気系統については、必要に応じて、過電流継電器等の保護装置と遮断器の組み合わせ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に接地を施す。

落雷や地震により火災が発生する可能性を低減するため、避雷設備を設けるとともに、安全上の重要度に応じた耐震設計を行う。

(2) 火災感知及び消火

使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアは、保管する使用済燃料乾式

貯蔵容器が金属製で十分な耐火能力を有しており，その他の設置機器についても使用済燃料乾式貯蔵施設貯蔵エリアにおいて，使用済燃料乾式貯蔵容器へ影響を及ぼすような発火源を極力排除し，可燃物の保管も禁止する。

使用済燃料乾式貯蔵施設取扱エリア等は，主要な機器が不燃物で構成され，使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵準備作業中は，常時作業員がいることで，万一の火災発生時には，人により早期の火災感知及び消火が可能である。

したがって，火災による安全機能への影響は考えにくいことから使用済燃料乾式貯蔵施設は，消防法に基づき火災感知設備，消火器及び屋内消火栓を設置する設計とする。

輸送車両等の油漏れ及び火災発生時には，自衛消防隊にて対応する。

(3) 火災の影響軽減のための対策

使用済燃料乾式貯蔵施設は，放射性物質の貯蔵機能を有する構築物，系統及び機器を設置する耐火壁に囲まれた火災区域であり，他の火災区域と隣接しない。

(溢水による損傷の防止等)

第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

安全施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

(安全避難通路等)

第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

適合のための設計方針

- 一 発電用原子炉施設である使用済燃料乾式貯蔵施設内には避難階段を設置し、それに通じる避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。
- 二 非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。

(安全施設)

第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。

4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。

5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。

7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

1 について

安全施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。

3 について

使用済燃料乾式貯蔵施設の設計条件を設定するに当たっては、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、供用中に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を

考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

4 について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、それらの健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、必要性及びプラントに与える影響を考慮して、供用中に試験又は検査ができる設計とする。

試験又は検査が可能な設計とする対象設備を表に示す。

表 試験又は検査が可能な設計とする対象設備

構築物，系統及び機器	設計上の考慮
燃料の貯蔵設備	安全機能を有する構築物，系統及び機器は，適切な定期的試験及び検査ができる設計とする。

5 について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわない設計とする。

7 について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、2以上の発電用原子炉施設において共用するが、1号炉及び2号炉の使用済燃料を貯蔵した場合でも使用済燃料乾式貯蔵施設の安全性を損なわない設計とする。

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第十六条

2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。

一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。

イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するものとする。

ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとする。

ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。

4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。

二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとする。

三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとする。

適合のための設計方針

2 について

一 使用済燃料乾式貯蔵施設は、以下のように設計する。

イ 使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋部を開放することなく、かつ、内包する放射性物質の閉じ込めを使用済燃料乾式貯蔵容器のみで担保する設計とする。

ロ 使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の貯蔵設備は、使用済燃料乾式貯蔵容器貯蔵分も含めて、使用済燃料に加え、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数並びにウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。

ハ 使用済燃料乾式貯蔵容器は、容器内のバスケットにより適切な燃料集合体間隔を保持し、燃料集合体が相互に接近しないようにする。また、使用済燃料乾式貯蔵容器内の燃料位置等について想定される最も厳しい状態を仮定しても実効増倍率が0.95（解析上の不確定さを含む。）以下となる設計とする。

4 について

一 使用済燃料乾式貯蔵容器は、使用済燃料から放出される放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により十分に遮蔽する設計とする。

二 使用済燃料乾式貯蔵容器は、自然冷却によって収納した使用済燃料の崩壊熱を外部に放出できる設計とする。

三 使用済燃料乾式貯蔵容器は、適切に放射性物質を閉じ込めることができ、閉じ込め機能を監視できる設計とする。

(工場等周辺における直接線等からの防護)

第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

適合のための設計方針

設計基準対象施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、既設を含めた原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値となるように設計する。具体的には、年間 50 マイクロシーベルトを超えない設計とする。

(放射線からの放射線業務従事者の防護)

第三十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

- 一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとする。
- 2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。
- 3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

適合のための設計方針

1 について

- 一 設計基準対象施設である使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射線業務従事者の受ける放射線量を低減できるよう、遮蔽、使用済燃料乾式貯蔵容器の配置等放射線防護上の措置を講じた設計とする。

2 について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射線管理区域を設定し、使用済燃料乾式貯蔵施設への放射線業務従事者等の出入管理には、既設の出入管理設備を使用する設計とする。また、放射線業務従事者等の個人被ばく管理のため、個人管理関係設備（蛍光ガラス線量計、警報付ポケット線量計等）を設ける。

3 について

使用済燃料乾式貯蔵施設は、放射線管理区域を設定し、放射線業

務従事者が立ち入る場所については、定期的及び必要の都度、サーベイメータによる外部放射線に係る線量当量率の測定を行うとともに、作業場所の入口付近等に線量当量率を表示する。

1.12.13 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 31 年 2 月 7 日申請）に係る安全設計の方針

1.12.13.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 19 日制定 平成 29 年 5 月 1 日一部改正）」に対する適合

(原子炉制御室等)

第二十六条

3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置

二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備

適合のための設計方針

3 の一 について

万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす

影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。

3 の二 について

「原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域」に係る設計方針については、平成 27 年 7 月 15 日付け原規規発第 1507151 号をもって設置変更許可を受けた第 26 条第 3 項の設計方針に同じ。

(緊急時対策所)

第三十四条

- 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

2 について

緊急時対策所（EL. 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

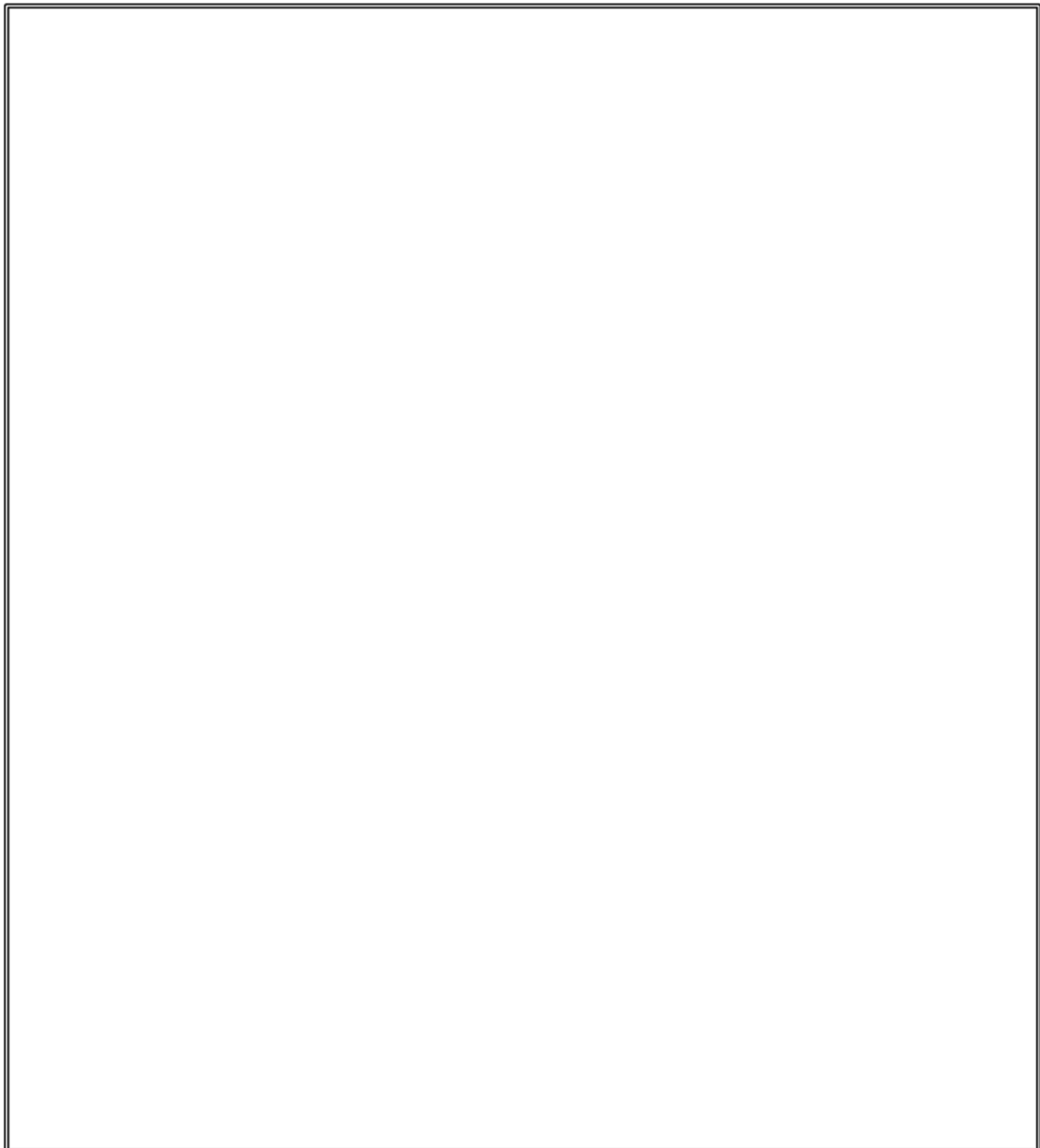
(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。

適合のための設計方針

1 の二 について



1.12.14 発電用原子炉設置変更許可申請（令和３年７月 15 日申請）に係る安全設計の方針

1.12.14.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 19 日制定 令和 2 年 1 月 23 日一部改正）」に対する適合

第四条

- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

3 について

震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成 25 年 6 月 19 日制定令和 3 年 4 月 21 日一部改正）」に示される震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面（地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤面と同等とみなすことができる地盤の解放面で、せん断波速度 $V_s = 2.2\text{km/s}$ 以上の地層）における標準的な応答スペクトル（以下「標準応答スペクトル」という。）を考慮した基準地震動 Ss-3-3 を追加し、基準地震動による地震力に考慮する。

- (1) 標準応答スペクトルは、地震基盤相当面で策定された地震動レベルであり、敷地の解放基盤表面の S 波速度が約 2.6km/s と地震基盤相当であることを踏まえ、標準応答スペクトルをそのまま「震源を特定せず策定する地震動」として採用する。
- (2) 標準応答スペクトルは、一部の周期帯で基準地震動 Ss-1 の設計用応答スペクトルを上回ることから、基準地震動 Ss-3-3 とし

て選定する。

- (3) 基準地震動 Ss-3-3 の設計用模擬地震波は、それぞれの応答スペクトルに適合する周波数—振幅特性に対し、異なる位相特性を用いた複数の方法により検討を行ったうえで、一様乱数の位相をもつ正弦波の重ね合わせによって作成した模擬地震波を採用する。

1.12.15 発電用原子炉設置変更許可申請（令和4年8月1日申請）に係る安全設計の方針

1.12.15.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月19日制定 令和2年1月23日一部改正）」に対する適合

(地震による損傷の防止)

第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

適合のための設計方針

1 及び 2 について

設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、耐震重要度分類をBクラスに分類し、地震層せん断力係数 C_i に、1.8を乗じて求められる水平地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。

また、共振のおそれのある場合には、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。

(火災による損傷の防止)

第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

適合のための設計方針

設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、使用済樹脂貯蔵タンクを設置する使用済樹脂貯蔵タンク室を火災区域に設定し、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。

(1) 火災発生防止

使用済樹脂貯蔵タンクは、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計とする。

(2) 火災感知及び消火

使用済樹脂貯蔵タンク室は、使用済樹脂貯蔵タンクが金属製であること、タンク内に貯蔵している樹脂は水に浸かっており、使用済樹脂貯蔵タンク室は、可燃物を置かず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、使用済樹脂貯蔵タンク室は、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計とする。

(3) 火災の影響軽減のための対策

使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射性物質の貯蔵機能を有する構

築物，系統及び機器を設置する火災区域であり，他の火災区域と分離するため，３時間以上の耐火能力を有する耐火壁に囲まれた火災区域を設定する。

(溢水による損傷の防止等)

第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。

適合のための設計方針

1 について

新たに設置する使用済樹脂貯蔵タンクは、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保することにより、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水を防止する設計とするとともに、機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等を実施することで、発電用原子炉施設内における溢水に対して、安全施設の安全機能を損なわない設計とする。

2 について

設計基準対象施設として新たに設置する使用済樹脂貯蔵タンクは、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保することにより、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水を防止する設計とするとともに、機器の誤作動や弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等に対しては、漏えい検知システム等により早期に検知し、漏えい箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等を実施することで、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいしない設計とする。

(誤操作の防止)

第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

適合のための設計方針

1 について

設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、運転員の誤操作を防止するため、盤の配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、状態表示及び警報表示により使用済樹脂貯蔵タンクの状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。

2 について

使用済樹脂貯蔵タンクの操作に必要な状態表示、操作器具等は原子炉補助建屋通路部に設置されている既設の制御盤に設けることで、容易に操作ができる設計とする。

(安全施設)

第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。

7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

1 について

安全施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。

3 について

使用済樹脂貯蔵タンクの設計条件を設定するに当たっては、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、供用中に想定される圧力、温度、湿度、放射線量等各種の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とする。

7 について

使用済樹脂貯蔵タンクは、2以上の発電用原子炉施設において共用するが、1号炉及び2号炉の使用済樹脂を貯蔵した場合でも、十

分な貯蔵容量を確保でき、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。

(放射性廃棄物の貯蔵施設)

第二十八条 工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

- 一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとする。
- 二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるものにあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとする。

適合のための設計方針

使用済樹脂貯蔵タンクは、貯蔵する使用済樹脂が漏えいし難い設計とする。

使用済樹脂貯蔵タンクは、使用済樹脂の発生量を考慮して貯蔵及び管理ができるとともに、独立した区画内に設け、漏えいを検出できる設計とすることにより、放射性物質が万一、漏えいした場合に適切に措置できるよう、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計とする。

(工場等周辺における直接線等からの防護)

第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

適合のための設計方針

使用済樹脂貯蔵タンクを含む設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率を合理的に達成できる限り小さい値となるように設計する。具体的には、発電所内の使用済燃料乾式貯蔵施設を除く他の施設からのガンマ線と使用済燃料乾式貯蔵施設からの中性子及びガンマ線とを合算し、実効線量で年間 50 マイクロシーベルトを超えない設計とする。

(放射線からの放射線業務従事者の防護)

第三十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

- 一 放射線業務従事者（実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。）が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとする。

適合のための設計方針

設計基準対象施設である使用済樹脂貯蔵タンクは、放射線業務従事者の受ける放射線量を低減できるよう、遮蔽、機器の配置、放射性物質の漏えい防止等放射線防護上の措置を講じた設計とする。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（ 1 ／ 5 2 ）
第 4 3 条 重大事故等対処設備

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 1）		常設、 可搬型 の区分	重大事故等対処設備	
		機能	対応する設備の 耐震重要度分類		耐震設計の設備分類	機器クラス
ホイールロード	アクセスルートの確保	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注 1）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（2／52）
第 4 4 条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		常設、 可搬型 の区分	重大事故等対処設備	
		機能	対応する設備の 耐震重要度分類		耐震設計の設備分類	機器クラス
多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）	原子炉出力抑制（自動）	安全保護系ロジック盤、原子炉トリップ遮断器等による原子炉停止機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
主蒸気隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気安全弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
電動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
加圧器安全弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）及び 1 次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（3／52）
第 4 4 条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		常設、 可搬型 の区分	重大事故等対処設備	
		機能	対応する設備の 耐震重要度分類		耐震設計の設備分類	機器クラス
原子炉トリップスイッチ	原子炉停止（手動）及び 原子炉出力抑制（手動）	安全保護系ロジック盤等による原子炉停止機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
主蒸気隔離弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
電動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
加圧器安全弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気安全弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）及び 1 次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４／５２）
第 4 4 条 緊急停止失敗時の発電用原子炉を未臨界にするための設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		常設、 可搬型 の区分	重大事故等対処設備	
		機能	対応する設備の 耐震重要度分類		耐震設計の設備分類	機器クラス
制御棒クラスタ	ほう酸水注入 （フロントライン系故障 時，ほう酸タンクを水源）	制御棒クラスタ，原子炉トリップ遮断器，安全保護系ロジック盤等による原子炉停止機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
原子炉トリップ遮断器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
ほう酸ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
ほう酸タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
充てんポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
ほう酸フィルタ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
充てんポンプ	ほう酸水注入 （フロントライン系故障 時，燃料取替用水タンクを 水源）	ほう酸ポンプ等によるほう酸注入機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）及び１次冷却設備は，それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（5 / 5 2）
 第 4 5 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
高圧注入ポンプ	1 次冷却系統のフィードアンドブリード	電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ等による 2 次冷却系からの除熱機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
蓄圧タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
余熱除去ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
余熱除去冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
タービン動補助給水ポンプ（蒸気加減弁付）	タービン動補助給水ポンプの機能回復（人力）	全交流動力電源及び常設直流電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
主蒸気逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備及び 1 次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（6 / 5 2）
 第 4 5 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプの機能回復	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁の機能回復（人力）	全交流動力電源及び常設直流電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備及び 1 次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（7 / 5 2）
第 4 6 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
加圧器逃がし弁	1 次冷却系統のフィードアンドブリード	電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ等による 2 次冷却系からの除熱機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
高圧注入ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
電動補助給水ポンプ	2 次冷却系からの除熱（注水）	加圧器逃がし弁による 1 次冷却系統の減圧機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
主蒸気逃がし弁	2 次冷却系からの除熱（蒸気放出）	加圧器逃がし弁による 1 次冷却系統の減圧機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
タービン動補助給水ポンプ（蒸気加減弁付）	タービン動補助給水ポンプの機能回復（人力）	全交流動力電源及び常設直流電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2
タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁					常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス 2

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）及び 1 次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（8／52）
第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁の機能回復（人力）	常設直流電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
窒素ポンペ（加圧器逃がし弁用）	加圧器逃がし弁の機能回復（代替空気供給）	常設直流電源による給電機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	加圧器逃がし弁の機能回復（代替電源給電）	常設直流電源による給電機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
加圧器逃がし弁				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁による 1 次冷却系統の減圧	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁（注 3）	1 次冷却系統の減圧	蒸気発生器の隔離機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
加圧器逃がし弁（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
余熱除去ポンプ入口弁（注 3）	I S L O C A 時漏えい抑制	余熱除去設備の隔離機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
余熱除去冷却器室漏えい防止堰（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器スプレイ冷却器室漏えい防止堰（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）及び 1 次冷却設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。
（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。
（注 3）：重大事故防止設備として、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（9 / 5 2）
 第 4 7 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
充てんポンプ	炉心注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、充てんポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ等による炉心注水機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイポンプ（B）	代替炉心注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ等による炉心注水機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ等による炉心注水機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	代替炉心注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、中型ポンプ車等を使用）	余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ、燃料取替用水タンク等による炉心注水機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器スプレイポンプ（B）	代替再循環運転 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による原子炉冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

（注 1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1 次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（10／52）
 第 4 7 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器再循環サンプ	代替再循環運転 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による原子炉冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁	代替再循環運転 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁等を使用）	格納容器再循環サンプ隔離弁等による流路に係る機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
高圧注入ポンプ	再循環運転 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、高圧注入ポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による原子炉冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
格納容器スプレイポンプ（B）	代替炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	格納容器再循環サンプスクリーン等による再循環機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	格納容器再循環サンプスクリーン等による再循環機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（11／52）
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
中型ポンプ車	代替炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞、中型ポンプ車等を使用）	格納容器再循環サンプスクリーン等による再循環機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
高压注入ポンプ	炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞、高压注入ポンプ等を使用）	格納容器再循環サンプスクリーン等による再循環機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
充てんポンプ	炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞、充てんポンプ等を使用）	格納容器再循環サンプスクリーン等による再循環機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	代替炉心注水 （1次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時、中型ポンプ車等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（12／52）
第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
充てんポンプ（B）	代替炉心注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時、充てんポンプ（B）等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
高圧注入ポンプ（B）	代替再循環運転 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、サポート系故障時、高圧注入ポンプ（B）等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器スプレイポンプ	格納容器注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合、格納容器スプレイポンプ等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	格納容器注水 （1 次冷却材喪失事象が発生している場合、溶融デブリが原子炉容器に残存する場合、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2

（注 1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1 次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（13／52）
第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
余熱除去ポンプ（注3）	再循環運転（1次冷却材喪失事象が発生している場合、余熱除去ポンプによる再循環が可能な場合）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による原子炉冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
余熱除去冷却器（注3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環サンプ（注3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン（注3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱（注水） （1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系故障時、電動補助給水ポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気逃がし弁	2次冷却系からの除熱（蒸気放出） （1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系故障時、主蒸気逃がし弁を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱（フィードアンドブリード） （1次冷却材喪失事象が発生していない場合、フロントライン系故障時）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注3）：重大事故防止設備として、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（14／52）
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱（注水） （1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系故障時、電動補助給水ポンプ等を使用）	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁の機能回復（1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱（フィードアンドブリード） （1次冷却材喪失事象が発生していない場合、サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
高圧注入ポンプ	炉心注水 （運転停止中の場合、フロンライン系故障時、高圧注入ポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
充てんポンプ	炉心注水 （運転停止中の場合、フロンライン系故障時、充てんポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（15／52）
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器スプレイポンプ（B）	代替炉心注水（運転停止中の場合、フロントライン系故障時、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水（運転停止中の場合、フロントライン系故障時、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	代替炉心注水（運転停止中の場合、フロントライン系故障時、中型ポンプ車等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器スプレイポンプ（B）	代替再循環運転（運転停止中の場合、フロントライン系故障時、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（16／52）
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁	代替再循環運転 （運転停止中の場合、フロントライン系故障時、格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁等を使用）	格納容器再循環サンプ隔離弁等による原子炉冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
高压注入ポンプ	再循環運転 （運転停止中の場合、フロントライン系故障時、高压ポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱 （運転停止中の場合、フロントライン系故障時、電動補助給水ポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気逃がし弁	2次冷却系からの除熱（蒸気放出） （運転停止中の場合、フロントライン系故障時、主蒸気逃がし弁を使用。）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱 （フィードアンドブリード） （運転停止中の場合、フロントライン系故障時、電動補助給水ポンプ等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器等による崩壊熱除去機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（17／52）
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 （運転停止中の場合、サポート系故障時、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	代替炉心注水 （運転停止中の場合、サポート系故障時、中型ポンプ車等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
充てんポンプ（B）	代替炉心注水 （運転停止中の場合、サポート系故障時、充てんポンプ（B）等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
高圧注入ポンプ（B）	代替再循環運転 （運転停止中の場合、サポート系故障時、高圧注入ポンプ（B）等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：原子炉格納容器内の冷封等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1 次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（18／52）
第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
電動補助給水ポンプ	2 次冷却系からの除熱（注水） （運転停止中の場合，サポート系故障時，電動補助給水ポンプ等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁の機能回復 （運転停止中の場合，サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
電動補助給水ポンプ	2 次冷却系からの除熱 （フィードアンドブリード） （運転停止中の場合，サポート系故障時，電動補助給水ポンプ等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス 2
高圧注入ポンプ	炉心注水 （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止，交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合，高圧注入ポンプ等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス 2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス 2
余熱除去ポンプ	炉心注水 （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止，交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合，余熱除去ポンプ等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス 2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス 2
余熱除去冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス 2

（注 1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備，電源設備（燃料設備を含む），1 次冷却設備，原子炉格納施設及び非常用取水設備は，それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（19／52）
 第 4 7 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
充てんポンプ	炉心注水 （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合、充てんポンプ等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイポンプ（B）	代替炉心注水 （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合、格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止、交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合、代替格納容器スプレイポンプ等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
充てんポンプ（B）	代替炉心注水 （溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時、充てんポンプ（B）等を使用）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
再生熱交換器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2

（注 1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1 次冷却設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（20／52）
 第 47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
代替格納容器スプレイポンプ	代替炉心注水 （全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2

（注1）：原子炉格納容器内の冷却等のための設備，電源設備（燃料設備を含む），1次冷却設備，原子炉格納施設及び非常用取水設備は，それぞれの設備分類表にて記載する。
 （注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（21／52）
第 4 8 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱（注水） （フロントライン系故障時）	海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ等による最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
主蒸気逃がし弁	2次冷却系からの除熱（蒸気放出） （フロントライン系故障時）	海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ等による最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
中型ポンプ車	格納容器内自然対流冷却 （フロントライン系故障時）	海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ等による最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
格納容器再循環ユニット（A及びB）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
中型ポンプ車	代替補機冷却 （フロントライン系故障時）	海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ等による最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
電動補助給水ポンプ	2次冷却系からの除熱（注水） （サブポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
タービン動補助給水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
蒸気発生器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（22／52）
第 48 条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
主蒸気逃がし弁	2次冷却系からの除熱（蒸気放出）（サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	格納容器内自然対流冷却（サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器再循環ユニット（A及びB）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	代替補機冷却（サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（23／52）
第 49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器再循環ユニット（A及びB）	格納容器内自然対流冷却（炉心の著しい損傷防止、フロントライン系故障時）	格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水タンク等による原子炉格納容器内冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水冷却器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
海水ポンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
窒素ポンペ（原子炉補機冷却水サージタンク用）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
海水ストレーナ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ（炉心の著しい損傷防止、フロントライン系故障時）	格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水タンク等による原子炉格納容器内冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	格納容器内自然対流冷却（炉心の著しい損傷防止、サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器再循環ユニット（A及びB）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（24／52）
第 49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ（炉心の著しい損傷防止、サポート系故障時）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイポンプ（注 3）	格納容器スプレイ	格納容器スプレイポンプ、燃料取替用水タンク、格納容器スプレイ冷却器等による原子炉格納容器内冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイポンプ（注 3）	格納容器スプレイ再循環	格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイ冷却器、格納容器再循環サンプ、格納容器再循環サンプスクリーン等による原子炉格納容器内冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン（注 3）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注 3）：重大事故防止設備として、重大事故等発生の原因となった喪失機能を代替する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（25／52）
第 49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器再循環ユニット（A 及び B）	格納容器内自然対流冷却（格納容器破損防止、フロントライン系故障時）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
原子炉補機冷却水冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
原子炉補機冷却水サージタンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス 3
海水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
海水ストレーナ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ（格納容器破損防止、フロントライン系故障時）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2
中型ポンプ車	格納容器内自然対流冷却（格納容器破損防止、サポート系故障時）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス 3
格納容器再循環ユニット（A 及び B）				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス 2

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（26／52）
第 49 条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ （格納容器破損防止，サ ポート系故障時）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む），計装設備，原子炉格納施設及び非常用取水設備は，それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（27／52）
第 50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合に用いる設備）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環ユニット（A及びB）	格納容器内自然対流冷却（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
原子炉補機冷却水サージタンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
窒素ボンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
海水ポンプ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
海水ストレーナ				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（28／52）
第 50 条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
格納容器再循環ユニット（A及びB）	格納容器内自然対流冷却 (全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
中型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）、計装設備、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（29／52）
第 5 1 条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイ	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
代替格納容器スプレイポンプ	代替格納容器スプレイ (全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時)	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
燃料取替用水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2

（注 1）：原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、電源設備（燃料設備を含む）及び原子炉格納施設は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（30／52）
 第 52 条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
静的触媒式水素再結合装置	水素濃度低減 （静的触媒式水素再結合装置）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置				常設	常設重大事故緩和設備	—
イグナイタ	水素濃度低減 （イグナイタ）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
イグナイタ作動温度計測装置				常設	常設重大事故緩和設備	—
格納容器水素濃度計測装置	水素濃度監視	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型代替冷却水ポンプ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
窒素ポンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
中型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、原子炉格納施設及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（31／52）
第 53 条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

主要な対象設備（注1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
アニュラス排気ファン	アニュラス空気再循環設備による水素排出（交流動力電源及び直流電源が健全である場合）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
アニュラス排気フィルタユニット				常設	常設重大事故緩和設備	—
格納容器排気筒				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
アニュラス排気ファン	アニュラス空気再循環設備による水素排出（全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
アニュラス排気フィルタユニット				常設	常設重大事故緩和設備	—
窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
格納容器排気筒				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
アニュラス水素濃度（AM）計測装置	水素濃度監視	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注1）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（32／52）
第 5 4 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
中型ポンプ車	使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器等による使用済燃料ピット冷却機能 燃料取替用水タンクポンプ、燃料取替用水タンク、１次系純水サービスポンプ、２次系純水タンク等による使用済燃料ピット注水機能	（注３） S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
中型ポンプ車	使用済燃料ピットへのスプレイ	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
小型放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
大型ポンプ車	燃料取扱棟への放水	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
大型ポンプ車（泡混合機能付）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
大型放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
使用済燃料ピット水位（AM）	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピットエリアモニタによる監視機能	C	常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
使用済燃料ピット温度（AM）				常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備にその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注 3）：左記設備のうち、最上位の分類を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（33／52）
第 5 4 条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
使用済燃料ピット監視カメラ （使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備（注 3）を含む）	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位，使用済燃料ピット温度，使用済燃料ピットエアモニタによる監視機能	C	常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
使用済燃料ピット広域水位 (AM)				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型使用済燃料ピットエアモニタ				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む），燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は，それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備にその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注 3）：使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備は可搬型重大事故等対処設備。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（34／52）
第 55 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
大型ポンプ車（泡混合機能付）	大気への拡散抑制 （炉心の著しい損傷時及び原子炉格納容器の破損時、大型放水砲等使用）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス 3
大型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス 3
大型放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス 3
放射性物質吸着剤	海洋への拡散抑制 （炉心の著しい損傷時及び原子炉格納容器の破損時、放射性物質吸着剤等使用）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
取水ビットシルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
海水ビットシルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
放水ビットシルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
放水ビットテントシート				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
雨水排水口海洋シルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
小型船舶				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表に記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（35／52）
第 55 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
中型ポンプ車	大気への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷時、小型放水砲等使用）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
加圧ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
小型放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
大型ポンプ車（泡混合機能付）	大気への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃料体等の損傷時、大型放水砲等使用）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
大型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
大型放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
放射性物質吸着剤	海洋への拡散抑制 （使用済燃料ピット内燃料体等の損傷時、放射性物質吸着剤等使用）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
取水ピットシルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
海水ピットシルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
放水ピットシルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
放水ピットテントシート				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
雨水排水口海洋シルトフェンス				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
小型船舶				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表に記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（3 6 / 5 2）
第 5 5 条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
大型ポンプ車（泡混合機能付）	航空機燃料火災の泡消火	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
大型ポンプ車				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
大型放水砲				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
泡混合器				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注 1）：電源設備（燃料設備を含む）、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表に記載する。

（注 2）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（37／52）
第 56 条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
燃料取替用水タンク	1 次冷却システムのフィードアンドブリード	補助給水タンクによる蒸気発生器 2 次側への注水手段の水源としての機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
中型ポンプ車	淡水タンク又は海を水源とする補助給水タンクへの補給	補助給水タンクによる蒸気発生器 2 次側への注水手段の水源としての機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
補助給水タンク	代替炉心注水	燃料取替用水タンクによる炉心注水の水源としての機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク	代替格納容器スプレイ	燃料取替用水タンクによる格納容器スプレイの水源としての機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
補助給水タンク	補助給水タンクから燃料取替用水タンクへの供給	燃料取替用水タンクによる炉心注水及び格納容器スプレイの水源としての機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁	代替再循環運転（格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁等を使用）	格納容器再循環サンプ隔離弁等による流路に係る機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備、原子炉格納容器内の冷封等のための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1 次冷却設備、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備に対応する設備を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（38／52）

第 56 条 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

主要な対象設備（注 1）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 2）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器スプレイポンプ（B）	代替再循環運転 （格納容器スプレイポンプ（B）等を使用）	余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、高圧注入ポンプ等による再循環機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器スプレイ冷却器（B）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
高圧注入ポンプ（B）	代替再循環運転 （高圧注入ポンプ（B）等を使用）	全交流動力電源による給電機能又は原子炉補機冷却機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等クラス2
格納容器再循環サンプ				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
格納容器再循環サンプスクリーン				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—

（注 1）：原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備、原子炉格納容器内の冷封等のための設備、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備、電源設備（燃料設備を含む）、1 次冷却設備、燃料貯蔵設備及び非常用取水設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注 2）：重大事故防止設備に対応する設備を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（39／52）
第 57 条 電源設備

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注１）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
ディーゼル発電機（注２）	ディーゼル発電機による給電	ディーゼル発電機、燃料油貯油槽、重油タンク、ミニローリー等による交流動力電源供給機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	一部重大事故等クラス2
燃料油貯油槽（注２）					常設重大事故緩和設備	
重油タンク（注２）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
ミニローリー（注２）					常設重大事故緩和設備	
				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3
非常用ガスタービン発電機	非常用ガスタービン発電機による代替電源（交流）からの給電	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽					常設重大事故緩和設備	
空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
重油タンク					常設重大事故緩和設備	
ミニローリー				可搬	常設耐震重要重大事故防止設備	－
					常設重大事故緩和設備	
300kVA電源車	300kVA電源車による代替電源（交流）からの給電	全交流動力電源による給電機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
300kVA電源車用変圧器				可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
軽油タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
ミニローリー					常設重大事故緩和設備	
	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等クラス3			
蓄電池（非常用）	蓄電池（非常用）による代替電源（直流）からの給電	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
					常設重大事故緩和設備	
蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（重大事故等対処用）による代替電源（直流）からの給電	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
					常設重大事故緩和設備	

（注 1）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注 2）：重大事故防止設備として、他の重大事故防止設備と一体で、重大事故等発生の一因となった喪失機能を代替する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４０／５２）
第 ５ ７ 条 電源設備

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注１）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
蓄電池（３系統目）	蓄電池（３系統目）による代替電源（直流）からの給電	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
75kVA電源車	可搬型直流電源装置による代替電源（直流）からの給電	全交流動力電源による給電機能又は蓄電池による給電機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
軽油タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
ミニローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
可搬型整流器				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
非常用ガスタービン発電機	代替所内電気設備による給電	所内電気設備による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
非常用ガスタービン燃料油貯油槽				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
空冷式非常用発電装置				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
重油タンク				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
ミニローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
代替電気設備受電盤				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
代替動力変圧器				常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
軽油タンク	燃料補給に用いる設備	全交流動力電源による給電機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
ミニローリー				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3

（注１）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４１／５２）
第 ５ ８ 条 計装設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
1次冷却材高温側温度（広域）	温度計測（原子炉容器内の温度）	1次冷却材低温側温度（広域），炉心出口温度による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
					常設重大事故緩和設備	－
1次冷却材低温側温度（広域）		1次冷却材高温側温度（広域），炉心出口温度による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
1次冷却材圧力	圧力計測（原子炉容器内の圧力）	加圧器圧力、1次冷却材高温側温度（広域），1次冷却材低温側温度（広域），蓄圧タンク圧力による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
					常設重大事故緩和設備	－
加圧器水位	水位計測（原子炉容器内の水位）	原子炉容器水位，1次冷却材圧力，1次冷却材高温側温度（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
原子炉容器水位		加圧器水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
高圧注入ライン流量	注水量計測（原子炉容器への注水量）	燃料取替用水タンク水位，加圧器水位，原子炉容器水位，格納容器再循環サンプ水位（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
余熱除去ループ流量		燃料取替用水タンク水位，加圧器水位，原子炉容器水位，格納容器再循環サンプ水位（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
代替格納容器スプレイライン積算流量（AM）		燃料取替用水タンク水位，補助給水タンク水位，加圧器水位，余熱除去ループ流量，原子炉容器水位，格納容器再循環サンプ水位（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－
					常設重大事故緩和設備	－
格納容器スプレイラインB積算流量		燃料取替用水タンク水位，加圧器水位，余熱除去ループ流量，原子炉容器水位，格納容器再循環サンプ水位（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	－

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は，それぞれの設備分類表にて記載する。
（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４２／５２）
第 ５８条 計装設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
格納容器内温度	温度計測（原子炉格納容器内の温度）	格納容器内圧力（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
格納容器内圧力（広域）	圧力計測（原子炉格納容器内の圧力）	格納容器内温度による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
格納容器内圧力（AM）		格納容器内圧力（広域），格納容器内温度による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
格納容器再循環サンプ水位（広域）	水位計測（原子炉格納容器内の水位）	格納容器再循環サンプ水位（狭域），燃料取替用水タンク水位，補助給水タンク水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
格納容器再循環サンプ水位（狭域）		格納容器再循環サンプ水位（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
格納容器水位		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
原子炉下部キャビティ水位		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
格納容器水素濃度	水素濃度計測（原子炉格納容器内の水素濃度）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）	線量計測（原子炉格納容器内の放射線量率）	格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ），モニタリングポストによる計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ）		格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ），格納容器入口エリアモニタ，炉内核計装区域エリアモニタによる計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は，それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４３／５２）
第 ５８ 条 計装設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
出力領域中性子束	出力計測（未臨界の維持又は監視）	中間領域中性子束，１次冷却材高温側温度（広域），１次冷却材低温側温度（広域），ほう酸タンク水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
中間領域中性子束		出力領域中性子束，線源領域中性子束，ほう酸タンク水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
線源領域中性子束		中間領域中性子束，ほう酸タンク水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
蒸気発生器狭域水位	水位計測（最終ヒートシンクの確保）	蒸気発生器広域水位，１次冷却材低温側温度（広域），１次冷却材高温側温度（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
蒸気発生器広域水位		蒸気発生器狭域水位，１次冷却材低温側温度（広域），１次冷却材高温側温度（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
原子炉補機冷却水サージタンク水位		原子炉補機冷却水サージタンク水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
補助給水ライン流量	注水量計測（最終ヒートシンクの確保）	補助給水タンク水位，蒸気発生器広域水位，蒸気発生器狭域水位による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
主蒸気ライン圧力	圧力計測（最終ヒートシンクの確保）	１次冷却材低温側温度（広域），１次冷却材高温側温度（広域）による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は，それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４４／５２）
第 58 条 計装設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
燃料取替用水タンク水位	水位計測（水源の確保）	格納容器再循環サンプ水位（広域）、高圧注入ライン流量、余熱除去ループ流量、格納容器スプレイライン流量、充てんライン流量による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
ほう酸タンク水位		緊急ほう酸注入ライン流量、ほう酸補給ライン積算流量、出力領域中性子束、中間領域中性子束、線源領域中性子束による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
補助給水タンク水位		補助給水ライン流量による計測機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—
アニュラス水素濃度（AM）	水素濃度計測（アニュラス部の水素濃度）	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型計測器	温度、圧力、水位及び注水量計測	各計器（Sクラス計器含む）による計測機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型温度計測装置 （格納容器再循環ユニット入口／出口用）	温度計測（最終ヒートシンクの確保）	格納容器内温度、格納容器内圧力（広域）、格納容器内圧力（広域）による計測機能	S	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
	パラメータ記録	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
安全パラメータ表示システム		—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
SPDS表示端末		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４５／５２）
第 ５ ９ 条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
中央制御室遮へい（注３）	居住性の確保 （中央制御室換気空調設備）	中央制御室遮へい、中央制御室非常用給気ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室再循環ファン、中央制御室非常用給気フィルタユニット、中央制御室空調ユニット等による中央制御室遮へい及び中央制御室換気空調設備の機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
中央制御室非常用給気ファン（注３）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
中央制御室空調ファン（注３）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
中央制御室再循環ファン（注３）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
中央制御室非常用給気フィルタユニット（注３）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
中央制御室空調ユニット（注３）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
中央制御室用可搬型照明	居住性の確保 （中央制御室の照明の確保）	運転保安灯等による中央制御室の照明の機能	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
酸素濃度計（注３）	居住性の確保 （中央制御室内の濃度）	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計による中央制御室内の濃度を把握する機能	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
二酸化炭素濃度計（注３）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
中央制御室用可搬型照明	汚染の持ち込み防止	運転保安灯等による中央制御室の照明の機能	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注３）：重大事故防止設備として、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４６／５２）
第 ５ ９ 条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
アニュラス排気ファン	放射性物質の濃度低減 （交流動力電源及び直流電源が健全である場合）	－	－	常設	常設重大事故緩和設備	－
アニュラス排気フィルタユニット				常設	常設重大事故緩和設備	－
格納容器排気筒				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2
アニュラス排気ファン	放射性物質の濃度低減 （全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合）	－	－	常設	常設重大事故緩和設備	－
アニュラス排気フィルタユニット				常設	常設重大事故緩和設備	－
窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
格納容器排気筒				常設	常設重大事故緩和設備	重大事故等 クラス2

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４７／５２）
第 60 条 監視測定装置

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
可搬型代替モニタ	放射線量の測定	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型モニタ		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型ダストサンプラ	放射性物質の濃度の測定	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型放射線計測器	放射性物質の濃度の測定及び放射線量の測定	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
小型船舶		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
可搬型気象観測設備	風向、風速その他の気象条件の測定	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４８／５２）
第 6 1 条 緊急時対策所

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
緊急時対策所遮へい	居住性の確保	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
緊急時対策所空気浄化ファン		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
緊急時対策所空気浄化フィルタユニット		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
酸素濃度計		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
二酸化炭素濃度計		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
緊急時対策所エアモニタ		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
緊急時対策所加圧装置		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	重大事故等 クラス3
安全パラメータ表示システム	情報の把握	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—
S P D S 表示端末		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
緊急時対策所用発電機	電源の確保	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）、監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（４９／５２）
第 6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
衛星電話設備 （衛星電話（固定型、可搬型））	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備	運転指令設備等による通信連絡機能	C	可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
無線通信設備 （無線通信装置（可搬型））				可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
緊急時用携帯型通話設備 （緊急時用携帯型通話装置）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
SPDS表示端末		－	－	可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
安全パラメータ表示システム				常設	常設重大事故緩和設備	－
衛星電話設備 （衛星電話（固定型、可搬型））	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する設備	－	－	可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
無線通信設備 （無線通信装置（可搬型））				可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
緊急時用携帯型通話設備 （緊急時用携帯型通話装置）				可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
衛星電話設備 （衛星電話（固定型、可搬型））	発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備	－	－	可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備		－	－	可搬	可搬型重大事故等対処設備	－
安全パラメータ表示システム		－	－	常設	常設重大事故等対処設備 （防止・緩和以外）	－

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）及び緊急時対策所は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（５０／５２）
第 6 2 条 通信連絡を行うために必要な設備

主要な対象設備（注１）	重大事故等対策	代替する安全機能等（注２）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
衛星電話設備 （衛星電話（固定型、可搬型））	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する設備	—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備		—	—	可搬	可搬型重大事故等対処設備	—
安全パラメータ表示システム		—	—	常設	常設重大事故等対処設備 （防止・緩和以外）	—

（注１）：電源設備（燃料設備を含む）及び緊急時対策所は、それぞれの設備分類表にて記載する。

（注２）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（5 1／5 2）
1 次冷却材設備

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 1）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
蒸気発生器（注 2）	1 次冷却設備	蒸気発生器，1 次冷却材ポンプ，原子炉容器（炉心支持構造物を含む），加圧器等による流路に係る機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
					常設重大事故緩和設備	
1 次冷却材ポンプ（注 2）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
					常設重大事故緩和設備	
原子炉容器（炉心支持構造物を含む）（注 2）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
					常設重大事故緩和設備	
加圧器（注 2）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
					常設重大事故緩和設備	

（注 1）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注 2）：重大事故防止設備としては、他の重大事故防止設備と一体で、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

原子炉格納施設

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注 1）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
原子炉格納容器（注 2）	原子炉格納容器	原子炉格納容器による閉じ込め機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
					常設重大事故緩和設備	

（注 1）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注 2）：重大事故防止設備としては、他の重大事故防止設備と一体で、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

第 1.1.1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（５２／５２）
燃料取扱及び貯蔵施設

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注１）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
使用済燃料ピット（注２）	使用済燃料貯蔵槽	使用済燃料ピットによる燃料貯蔵機能	S	常設	常設耐震重要重大事故防止設備	重大事故等 クラス2
					常設重大事故緩和設備	

（注１）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注２）：重大事故防止設備としては、他の重大事故防止設備と一体で、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

非常用取水設備

主要な対象設備	重大事故等対策	代替する安全機能等（注１）		重大事故等対処設備		
		機能	対応する設備の耐震重要度分類	常設、可搬型の区分	耐震設計の設備分類	機器クラス
海水取水口（注２）	非常用取水設備	海水取水口、海水取水路、海水ピット等による流路に係る機能	（注３） S	常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
海水取水路（注２）				常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
海水ピットスクリーン室（注２）				常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
海水ピットポンプ室（注２）				常設	常設重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	
海水ピット堰（注２）				常設	常設耐震重要重大事故防止設備	—
					常設重大事故緩和設備	

（注１）：重大事故防止設備がその機能を代替する安全機能等を記載する。

（注２）：重大事故防止設備としては、他の重大事故防止設備と一体で、重大事故に至るおそれのある事故が発生する要因となった喪失機能を代替する。

（注３）：左記設備のうち、最上位の分類を記載する。

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器

(平成 10 年 5 月 7 日原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む。）

第 1.3.2 表 安全上の機能別重要度分類

機能による 分類 重要度 による分類		安全機能を有する構築物，系統及び 機器		安全機能を有しな い構築物，系統及 び機器
		異常の発生防止の 機能を有するもの (PS)	異常の影響緩和の 機能を有するもの (MS)	
安全に関連す る構築物，系 統及び機器	クラス1	PS-1	MS-1	
	クラス2	PS-2	MS-2	
	クラス3	PS-3	MS-3	
安全に関連しない構築 物，系統及び機器				安全機能以外の機 能のみを行うもの

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類

(平成10年5月 7日原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系*
PS-2	その損傷又は故障により発生する事象によって，炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが，敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物，系統及び機器	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであるが，放射性物質を貯蔵する機能	使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む。）	使用済燃料ピット冷却系（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）

* 関連系については，「1.3.2 分類の適用の原則」参照

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器

(平成14年 4月 3日原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
燃料集合体

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類

(平成14年 4月 3日原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注1)
P S - 1	その損傷又は故障により発生する事象によって， (a) 炉心の著しい損傷， 又は (b) 燃料の大量の破損 を引き起こすおそれのある構築物，系統及び機器	炉心形状の維持機能	燃料集合体（ただし，燃料を除く。）	——
P S - 3	原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物，系統及び機器	核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	燃料被覆管及び端栓	——

分 類	異 常 影 響 緩 和 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注1)
M S - 1	異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し，残留熱を除去し，原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し，敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物，系統及び機器	原子炉の緊急停止機能	——	燃料集合体の制御棒案内シンブル [M S - 1] ^(注2)

(注1) 関連系については、「1.3.2 分類の適用の原則」参照。

(注2) 直接関連系に相当する。

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器
(平成 16 年 11 月 1 日原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
燃料集合体

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類
(平成 16 年 11 月 1 日原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物, 系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注1)
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって, (a)炉心の著しい損傷, 又は (b)燃料の大量の破損を引き起こすおそれのある構築物, 系統及び機器	炉心形状の維持機能	燃料集合体 (ただし, 燃料を除く。)	——
PS-3	原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物, 系統及び機器	核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	燃料被覆管及び端栓	——

分 類	異 常 影 響 緩 和 系			
	定 義	機 能	構築物, 系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注1)
MS-1	異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し, 残留熱を除去し, 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し, 敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物, 系統及び機器	原子炉の緊急停止機能	——	燃料集合体の制御棒案内シムル [MS-1] ^(注2)

(注1) 関連系については, 「1.3.2 分類の適用の原則」 参照。

(注2) 直接関連系に相当する。

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器
(平成18年10月20日原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
固体廃棄物処理系

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類
(平成18年10月20日原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系 (注1)
P S - 3	異常状態の起因事象となるものであって，PS-1 及びPS-2以外の構築 物，系統及び機器	放射性物 質の貯蔵 機能	固体廃棄物処理 系	——

(注1) 関連系については，「1.3.2 分類の適用の原則」参照。

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器
(平成21年10月20日原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
蒸気発生器保管庫

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類
(平成21年10月20日原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注1)
P S - 3	異常状態の起因事象となる ものであって，P S - 1 及 びP S - 2 以外の構築物， 系統及び機器	放射性物 質の貯蔵 機能	蒸気発生器保管庫	——

(注 1) 関連系については，「1.3.2 分類の適用の原則」参照。

第 1.3.2 表 安全上の機能別重要度分類

(平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分)

機能による分類 重要度による分類		安全機能を有する構築物，系統及び機器		安全機能を有しない構築物，系統及び機器
		異常の発生防止の機能を有するもの（PS）	異常の影響緩和の機能を有するもの（MS）	
安全に関連する構築物，系統及び機器	クラス 1	PS－1	MS－1	
	クラス 2	PS－2	MS－2	
	クラス 3	PS－3	MS－3	
安全に関連しない構築物，系統及び機器				安全機能以外の機能のみを行うもの

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（１／７）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
P S - 1	その損傷又は故障により発生する事象によって， (a) 炉心の著しい損傷，又は (b) 燃料の大量の破損 を引き起こすおそれのある構築物，系統及び機器	1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する以下の機器・配管系（計装等の小口径配管・機器は除く。） 原子炉容器 蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ（原子炉冷却材圧力バウンダリになる範囲） 加圧器 配管及び弁並びに隔離弁（原子炉冷却材圧力バウンダリになる範囲） 制御棒クラスタ駆動装置圧力ハウジング 炉内計装引出管	
		2) 過剰反応度の印加防止機能	制御棒クラスタ駆動装置圧力ハウジング	
		3) 炉心形状の維持機能	炉心支持構造物（炉心槽，上部炉心支持板，上部炉心支持柱，上部炉心板，下部炉心板，下部炉心支持柱及び下部炉心支持板） 燃料集合体（ただし，燃料を除く。）	

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（2 / 7）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 影 響 緩 和 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
MS－1	1) 異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し，残留熱を除去し，原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防止し，敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する構築物，系統及び機器	1) 原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系統の制御棒による系（制御棒クラスタ及び制御棒クラスタ駆動装置（トリップ機能）） 制御棒クラスタ 制御棒クラスタ案内管 制御棒クラスタ駆動装置（トリップ機能）	燃料集合体の制御棒案内シムプル 〔MS－1〕（注 2）
		2) 未臨界維持機能	原子炉停止系統 制御棒クラスタ 化学体積制御設備（ほう酸水注入機能） 非常用炉心冷却設備（ほう酸水注入機能）	制御棒クラスタ駆動装置及び制御棒クラスタ駆動装置圧力ハウジング 〔MS－1〕（注 2）
		3) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能	加圧器安全弁（開機能）	
		4) 原子炉停止後の除熱機能	残留熱を除去する系統 余熱除去設備 補助給水設備 蒸気発生器 蒸気発生器から主蒸気隔離弁までの主蒸気設備 主蒸気安全弁 主蒸気逃がし弁（手動逃がし機能） 蒸気発生器から主給水隔離弁までの給水設備	
		5) 炉心冷却機能	非常用炉心冷却設備 低圧注入系 高圧注入系 蓄圧注入系	
		6) 放射性物質の閉じ込め機能，放射線の遮へい及び放出低減機能	原子炉格納容器（原子炉格納容器貫通部，エアロック及び機器搬入口を含む。） アニュラス 原子炉格納容器隔離弁及び原子炉格納容器バウンダリ配管系 原子炉格納容器スプレー設備 アニュラス空気再循環設備 安全補機室空気浄化設備 外部遮へい	排気筒 〔MS－1〕（注 2）
	2) 安全上必要なその他の構築物，系統及び機器	1) 工学的安全施設及び原子炉停止系統への作動信号の発生機能	安全保護系 原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備（注 4）	

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（3 / 7）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 影 響 緩 和 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
MS－1	2)安全上必須なその他の構築物， 系統及び機器	2)安全上特に重要な関連機能	非常用所内電源系 ディーゼル発電機 中央制御室及び中央制御室遮へい 中央制御室換気空調設備 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却海水設備 直流電源設備 計測制御用電源設備 制御用空気圧縮設備 （いずれも、MS－1 関連のもの）	取水施設（原子炉補機冷 却海水設備にかかわるも の） [MS－1]（注 2）

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（４／７）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
P S－2	1) その損傷又は故障により発生する事象によって，炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが，敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物，系統及び機器	1) 原子炉冷却材を内蔵する機能 （ただし，原子炉冷却材圧力バウンダリから除外されている計装等の小口径のもの及びバウンダリに直接接続されていないものは除く。）	化学体積制御設備の抽出ライン 化学体積制御設備の浄化ライン	
		2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって，放射性物質を貯蔵する機能	気体廃棄物処理設備 ガス減衰タンク 水素再結合ガス減衰タンク 使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む。） 新燃料貯蔵庫（臨界を防止する機能）	使用済燃料ピット浄化冷却設備 〔P S－3〕（注 3）
		3) 燃料を安全に取り扱う機能	燃料取扱設備 燃料取替クレーン 燃料移送装置 使用済燃料ピットクレーン	
	2) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に作動を要求されるものであって，その故障により，炉心冷却が損なわれる可能性の高い構築物，系統及び機器	1) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能	加圧器安全弁（吹き止まり機能） 加圧器逃がし弁（吹き止まり機能）	

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（5 / 7）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 影 響 緩 和 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
MS－2	1) P S－2 の構築物，系統及び機器の損傷又は故障により敷地周辺公衆に与える放射線の影響を十分小さくするようにする構築物，系統及び機器	1) 燃料プール水の補給機能	燃料取替用水タンクからの使用済燃料ピット水補給ライン	
		2) 放射性物質放出の防止機能	気体廃棄物処理設備の隔離弁 アニュラス空気再循環設備	
	2) 異常状態への対応上特に重要な構築物，系統及び機器	1) 事故時のプラント状態の把握機能	原子炉計装の一部（注 4） プロセス計装の一部（注 4）	
		2) 異常状態の緩和機能	加圧器逃がし弁（手動開閉機能） 加圧器後備ヒータ 加圧器逃がし元弁（閉機能）	
		3) 制御室外からの安全停止機能	中央制御室外原子炉停止装置（安全停止に関連するもの）（注 4）	

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（6 / 7）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
P S - 3	1) 異常状態の起因事象となるものであって，P S - 1 及び P S - 2 以外の構築物，系統及び機器	1) 原子炉冷却材保持機能（P S - 1，P S - 2 以外のもの）	計装配管及び弁 試料採取設備の配管及び弁	
		2) 原子炉冷却材の循環機能	1 次冷却材ポンプ 化学体積制御設備の封水注入ライン	
		3) 放射性物質の貯蔵機能	加圧器逃がしタンク 液体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲） 固体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲） 新燃料貯蔵庫	
		4) 電源供給機能（非常用を除く。）	発電機及び励磁装置（発電機負荷開閉器を含む。） 蒸気タービン設備 主蒸気設備（主蒸気隔離弁以後） 給水設備（主給水隔離弁以前） 復水設備（復水器及び循環水ラインを含む。） 所内電源系統（MS - 1 以外） 直流電源設備（MS - 1 以外） 計測制御用電源設備（MS - 1 以外） 制御棒クラスタ駆動装置用電源設備 送電線設備 変圧器設備 開閉所設備	
		5) プラント計測・制御機能（安全保護機能を除く。）	原子炉制御系の一部（注 4） 原子炉計装の一部（注 4） プロセス計装の一部（注 4）	
		6) プラント運転補助機能	補助蒸気設備 制御用空気圧縮設備（MS - 1 以外） 原子炉補機冷却水設備（MS - 1 以外） 軸受冷却水設備 給水処理設備	
	2) 原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転に支障のない程度に低く抑える構築物，系統及び機器	1) 核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散防止機能	燃料被覆管及び端栓	
		2) 原子炉冷却材の浄化機能	化学体積制御設備の浄化ライン（浄化機能）	

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類（7 / 7）

（平成 27 年 7 月 15 日発電用原子炉設置変更許可分）

分 類	異 常 影 響 緩 和 系			
	定 義	機 能	構築物，系統又は機器	特記すべき関連系 （注 1）
MS－3	1) 運転時の異常な過渡変化があっても，MS－1，MS－2とあいまって，事象を緩和する構築物，系統及び機器	1) 原子炉圧力の上昇の緩和機能	加圧器逃がし弁（自動操作）	
		2) 出力上昇の抑制機能	タービンランバックインターロック（注 4） 制御棒クラスタ引抜阻止インターロック（注 4）	
		3) 原子炉冷却材の補給機能	化学体積制御設備の充てんライン及びほう酸補給ライン 給水処理設備の 1 次系補給水ライン	
		4) タービントリップ機能	タービン保安装置 主蒸気止め弁（閉機能）	
	2) 異常状態への対応上必要な構築物，系統及び機器	1) 緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能	緊急時対策所 蒸気発生器ブローダウン設備（サンプリング機能を有する範囲） 試料採取設備（事故時に必要な 1 次冷却材放射性物質濃度及び原子炉格納容器 雰囲気放射性物質濃度のサンプリング分析機能を有する範囲） 通信連絡設備 放射線監視設備の一部（注 4） 原子炉計装の一部（注 4） プロセス計装の一部（注 4） 消火設備 安全避難通路 非常用照明	

（注 1）関連系については，「1.3.2 分類の適用の原則」参照。

（注 2）直接関連系に相当する。

（注 3）間接関連系に相当する。

（注 4）安全機能を有する計測制御装置の設計指針 JEAG 4611-1991 に準拠する。

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器
(平成 30 年 5 月 25 日発電用原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
使用済燃料乾式貯蔵容器
使用済燃料乾式貯蔵建屋

第 1.3.2 表 安全上の機能別重要度分類

(平成 30 年 5 月 25 日発電用原子炉設置変更許可申請分)

機能による分類 重要度による分類		安全機能を有する構築物，系統及び機器		安全機能を有しない構築物，系統及び機器
		異常の発生防止の機能を有するもの（PS）	異常の影響緩和の機能を有するもの（MS）	
安全に関連する構築物，系統及び機器	クラス 1	PS－1	MS－1	
	クラス 2	PS－2	MS－2	
	クラス 3	PS－3	MS－3	
安全に関連しない構築物，系統及び機器				安全機能以外の機能のみを行うもの

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類
(平成 30 年 5 月 25 日発電用原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注 1)
P S - 2	その損傷又は故障により発生する事象によって，炉心の著しい損傷又は燃料の大量の破損を直ちに引き起こすおそれはないが，敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある構築物，系統及び機器	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって，放射性物質を貯蔵する機能	使用済燃料乾式貯蔵容器 ^(注 2)	使用済燃料乾式貯蔵建屋 [P S - 3] ^(注 3)

(注 1) 関連系については，「1.3.2 分類の適用の原則」参照。

(注 2) 貯蔵架台及び基礎を含む。

(注 3) 間接関連系に相当する。

第 1.3.1 表 安全上の機能別重要度分類を行う構築物，系統及び機器
(令和 4 年 8 月 1 日発電用原子炉設置変更許可申請分)

構築物，系統及び機器
使用済樹脂貯蔵タンク

第 1.3.2 表 安全上の機能別重要度分類

(令和 4 年 8 月 1 日発電用原子炉設置変更許可申請分)

機能による分類 重要度による分類		安全機能を有する構築物，系統及び機器		安全機能を有しない構築物，系統及び機器
		異常の発生防止の機能を有するもの（PS）	異常の影響緩和の機能を有するもの（MS）	
安全に関連する構築物，系統及び機器	クラス 1	PS－1	MS－1	
	クラス 2	PS－2	MS－2	
	クラス 3	PS－3	MS－3	
安全に関連しない構築物，系統及び機器				安全機能以外の機能のみを行うもの

第 1.3.3 表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類

(令和 4 年 8 月 1 日発電用原子炉設置変更許可申請分)

分 類	異 常 発 生 防 止 系			
	定 義	機 能	構築物，系統 又は機器	特記すべき 関連系 ^(注 1)
P S - 3	異常状態の起因事象となるものであって、P S - 1 及び P S - 2 以外の構築物、系統及び機器	放射性物質 貯蔵機能	使用済樹脂貯蔵 タンク	

(注 1) 関連系については，「1.3.2 分類の適用の原則」参照。